

日本海溝・千島海溝周辺型地震防災規程について

1、経過

- ・「日本海溝・千島海溝型地震に係る地震対策の推進に関する特別措置法」に基づき、令和 4 年 9 月 30 日に室蘭市が日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域に指定。
- ・石油コンビナート災害防止法に基づく指定事業者等は、指定の日から六月以内に対策計画を作成することが義務化。
- ・JESCO 北海道事業所においても上記対策計画を作成する必要性が生じたことから、防災規程の別冊として「日本海溝・千島海溝周辺型地震防災規程」（資料 5-4-1）を作成。

2、内容

日本海溝・千島海溝周辺型地震への対策について、既存の防災規程により定めるもの以外の事項について規定。概要は次の通り。

区 分	内 容
目 的	地震防災防止対策上必要な事項について定めるとともに、人命の安全、被害の軽減を図る
権限及び職務	津波警報が発表された場合等は、防災規程によるものの他、次の措置を講じる ・情報の収集 ・地震が発生した旨及び必要な措置についての周知 ・避難場所への避難 等
後発地震への注意等	後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとる防災対応は、防災規程によるものの他、次の措置を講じる ・確実に情報が伝達されるよう予め定めた経路、体制及び方法による周知徹底 ・先発地震の発生から 1 週間、後発地震に対して注意する措置 ・施設、設備等の点検等による円滑、迅速な避難の確保 等
訓 練	防災訓練は防災規程に基づき行い、内容は次の通りとする ・情報収集、伝達 ・津波からの避難
教 育	教育は防災規程に基づき行い、教育内容は次の通りとする ・予想される地震動及び津波に関する知識 ・現在講じられている対策に関する知識 等

3、施行日

令和 5 年 3 月 2 日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
北海道PCB処理事業所

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震
防災規程

【防災規程（予防規程・消防計画）】別冊

地震防災規程

目次

第1章 防災体制の確立	1
第2章 情報の収集・伝達	2
第3章 避難	2
第4章 後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応	2
第5章 訓練	3
第6章 教育及び広報	3

第1章 防災体制の確立

(目的)

第1条 この規程は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づき、中間貯蔵・環境安全事業株式会社 北海道PCB処理事業所における津波からの円滑な避難の確保に関する事項その他地震防災対策上必要な事項について、人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 北海道PCB処理事業所防災規程（以下「防災規程」という。）による。

(適用範囲)

第3条 防災規程第3条による。

(組織及び任務)

第4条 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合における防災に関する業務を行う者の組織（以下「防災隊」という。）、編成及び任務は防災規程第7条から第9条とする。

(権限及び職務)

第5条 権限及び職務は、防災規程第10条から第15条による。事業所長（対策本部長）は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴う津波警報等（大津波警報、津波警報、津波注意報）が発表された場合等日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生したことを覚知した場合は、次の措置を講ずるものとする。

なお、事業所長（対策本部長）は、津波警報等の発表が行われる前であっても、強い揺れを感じたとき、または弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは直ちにこれらの措置を講ずるものとする。

- 一 連絡・渉外班、防災要員（中央制御室）に地震及び津波に関する情報の収集にあたらせること。
- 二 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生したことを各班長に伝達するとともに、当該施設内にその旨及び必要な措置について周知すること。
- 三 避難誘導班に事業所員等の避難誘導にあたらせること。また防災規程第46条により、事業所員等の避難及び避難の協力をすること。
- 四 防災規程第34条による避難場所へ事業所員等を避難させること。
- 五 前号に掲げるほか、津波からの避難に支障がない範囲で、地震による被害の発生防止又は軽減を図るために必要な措置を行わせること。

(事業所員の責務)

第6条 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴う津波警報等が発表されたとき又は地震が発生したことを覚知した事業所員は、直ちに事業所長及び運転責任者にその旨を報告するものとする。

第2章 情報の収集・伝達

(連絡・渉外班、防災要員(中央制御室)の業務)

第7条 連絡・渉外班、防災要員(中央制御室)の業務は防災規程第53条から第54条による。また次の活動を行うものとする。

- 一 対策本部長の指示に基づき、ただちに地震及び津波に関する情報の収集につとめ、随時対策本部長に報告すること。
- 二 対策本部長の指示に基づき、地震及び津波に関する情報及び対策本部長の命令の内容等防災上必要な情報を、次項に定める手段を用い、事業所員等に伝えること。
- 三 あらかじめ幾つかの状況を想定し、それぞれの場合に応じた関連機関に対する情報伝達のための例文、手段等を定めておくこと。なお、通常の伝達手段が地震等の影響により寸断されることを考慮した、伝達手段の確保に留意すること。
- 四 津波が発生し又は発生するおそれがある場合の措置は防災規程第57条による。

第3章 避難

(避難誘導班の業務)

第8条 避難誘導班の業務は防災規程第53条から第54条による。また次の活動を行うものとする。

- 一 地震の発生又は消防隊長の指示に基づき、速やかに所定の位置につき、建物内の避難路の確保及び安全の確認等必要な措置を講じ、完了後はその旨を直ちに消防隊長へ報告すること。避難誘導に際しては、自身の安全にも配慮すること。
- 二 消防隊長から避難誘導開始の指示を受けたときは、事業所員等を避難誘導すること。
- 三 避難誘導の際には、拡声器等を用いて避難の方法や方向を指示し、混乱の発生防止に努めること。
- 四 事業所員等への避難誘導が完了したときは、その旨を確認し、直ちに消防隊長に報告すること。
- 五 避難誘導方法については、積雪や凍結等により避難に時間を要するおそれがあることを考慮すること。
- 六 避難行動要支援者の避難支援、避難誘導について配慮すること。また、避難誘導に従事する者の安全な避難の確保についても配慮すること。
- 七 津波が発生し又は発生するおそれがある場合の措置は防災規程第57条による。

(その他不測の事態)

第9条 事業所長は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した以後の状況等から、この規程どおりに活動することが困難又は適当でないと判断したときは、これによらないことができる。この場合、事業所長は直ちに事業所員に必要な指示を与えるものとする。

2 各班の班長は、班がこの規程どおりに活動することが困難又は適当でないと判断したときは、ただちに指揮本部長・対策本部長・消防隊長にその状況を報告し、必要な指示を受けるものとする。

第4章 後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応

(後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとる防災対応)

第10条 事業所長が後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとる防災対応は防災規程第

36条から第37条、第50条の他、次の措置を講ずるものとする。

- 一 関係機関相互及び組織内部において、確実に情報が伝達されるよう、あらかじめ定めた経路、体制及び方法により、周知徹底を図る。
- 二 先発地震の発生から1週間、後発地震に対して注意する措置を講ずる。
- 三 日頃からの地震への備えの再確認及び施設・設備等の点検等による円滑かつ迅速な避難の確保を行う。具体的には次による。
 - (1) 什器等の固定、事業所等における備蓄の確認等、日頃からの地震の備えの再確認
 - (2) 施設内の避難経路の周知徹底、情報収集・連絡体制の確認、機械・設備等の転倒防止対策・点検等、事業所員等の円滑かつ迅速な避難を確保するための備え
 - (3) 個々の病気・障害等に応じた薬、装具及び非常持出品の準備、避難行動を支援する体制の再確認・徹底等、要配慮者の円滑かつ迅速な避難を確保するための備え

第5章 訓練

(訓練)

- 第11条 統括防災管理者が行う防災訓練は防災規程第63条により行い、訓練内容は次の通りとする。
- 一 情報収集・伝達に関する訓練
 - 二 津波からの避難に関する訓練
- 2 訓練に際し、次の点に留意するものとする。
- 一 積雪寒冷地特有の課題を踏まえること
 - 二 必要に応じて事業所員等の協力及びその参加を得ること
 - 三 地方公共団体や防災関係機関の実施する防災訓練への参加に努めること
 - 四 国、指定公共機関、地方公共団体等との連携を図ること。
 - 五 逐年その訓練内容を高度かつ実践的なものとするよう努めること

第6章 教育及び広報

(教育)

- 第12条 統括防災管理者が従業員等に対して行う教育は防災規程第62条により行い、教育内容は次の通りとする。
- 一 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
 - 二 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
 - 三 後発地震への注意を促す情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
 - 四 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
 - 五 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に従業員等が果たすべき役割
 - 六 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策として今後取り組む必要のある課題

(広報)

第13条 統括防災管理者が関連機関に対して事前に行う広報は次による。

- 一 地震及び津波に関する一般的な知識
- 二 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- 三 後発地震への注意を促す情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- 四 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合の出火防止対策、事業所員等が協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- 五 正確な情報入手の方法
- 六 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容

附 則

- 1 この規程は、令和5年3月2日から施行する。